

平成29年度における尾張北部環境組合の人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免について

組合の職員は、組合を組織する犬山市、江南市、大口町及び扶桑町からの派遣職員で構成しています。

(2) 職員数

派遣元	人数
犬山市	1人
江南市	3人
大口町	1人
扶桑町	1人
合計	6人

(3) 平成29年度職員採用候補者試験の状況

新規職員採用はありません。

2 職員の人事評価の状況

派遣元の市町で実施しています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

職員の給与については、派遣元の市町の規定に基づき派遣元が支給し、その経費は組合が負担しています。

人件費の負担額	対象職員数
45,890,470円	6人

(2) 職員の職名別職員数の状況（平成29年4月1日現在） 職員数合計6人

区 分	書記	主事	主任	主査	副主幹	主幹	課長	事務局長
職 員 数	0人	1人	1人	1人	2人	0人	0人	1人
構 成 比	0.0%	16.7%	16.7%	16.7%	33.3%	0.0%	0.0%	16.7%

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

(3) 特別職の報酬等の状況

区 分	報酬の額
監査委員（識見を有する者）	年 額 90,000円
監査委員（議会選出者）	年 額 48,000円
情報公開審査会委員	日 額 6,000円
行政不服審査会委員	日 額 6,000円
行政不服審理員	時間額 10,800円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで

5 職員の休業に関する状況

(1) 主な休暇の種類

種 類	概 要
年 次 有 給 休 暇	1年度ごとに20日間（最大20日間を翌年に繰り越し）
病 気 休 暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務をしないことがやむを得ない場合に認められる期間
特 別 休 暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められ、その事由により期間は異なる。 （結婚休暇、出産休暇、忌引休暇、夏季休暇、リフレッシュ休暇等）
介 護 休 暇	職員が配偶者、父母、子他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするために勤務しないことが相当である場合に認められる期間

- (2) 育児休業等取得者数（新たに育児休業（部分休業）を取得した職員数）
該当なし

6 職員の分限及び懲戒の状況

- (1) 分限処分の状況
該当なし
- (2) 職員の懲戒処分の状況
該当なし

7 職員のサービスの状況

- (1) サービス制度に関する研修等の実施状況
地方公務員法に定められた組合職員としての義務を周知徹底するため、随時、口頭、通知文書等により、サービス規律の徹底を図っています。
- (2) 営利企業等への従事許可の状況
該当なし

8 職員の研修の状況

派遣元の市町で実施しています。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

- (1) 共済組合負担金
派遣元の市町が愛知県市町村職員共済組合へ負担金を支払い、その経費は組合が負担する人件費に含まれています。
- (2) 職員互助会補助金
職員はそれぞれの派遣元の市町で設置されている互助会に加入しています。
- (3) 安全衛生管理体制
ア 安全衛生管理体制の概要
労働安全衛生法の定めるところにより、職員の安全の確保、健康の保持増進などを推進しています。
イ 一般定期健康診断等
派遣元の市町で実施しています。
- (4) 公務（通勤）災害の状況
該当なし

10 公平委員会の事務を委託している愛知県からの報告

該当なし